（記載要領）
１．新事業活動の目標
　新事業活動に係る事業の目標（新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
２．新事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由
　新事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
３．新事業活動の内容
⑴　新事業活動に係る事業の実施主体を記載する。
⑵　新事業活動に係る事業の概要を記載する。
⑶　新事業活動を行う場所の住所を記載する。
４．規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施する場合には、当該規制の特例措置４内容
⑴　規制の特例措置の適用を受けて実施する事業活動の内容を要約的に記載する。
⑵　規制の趣旨に照らし、規制の特例措置の適用条件として、上記⑴の事業活動と併せて実施することが必要な措置が政令又は主務省令により規定されている場合には、当該措置の内容を要約的に記載する。
５．新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法には、円滑な実施が可能か否かについて判断する材料として、実施に必要となる資金の額及び想定される資金調達方法について記載する。

様式第二十九（第12条関係）

新事業活動計画の認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

　年　　月　　日付けで認定申請のあった新事業活動計画については、産業競争力強化法第９条第１項の規定に基づき同法第２条第４項に規定する新事業活動を行うものとして認定します。

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．認定新事業活動計画の写しを添付する。

様式第三十（第12条関係）

新事業活動計画に対する見解書

年　　月　　日

新技術等効果評価委員会

主務大臣　名

　年　　月　　日付けで提出された新事業活動計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第９条第４項の規定に基づき、意見を求めます。

記

１．当該新事業活動計画を提出した者
２．当該新事業活動計画が提出された日
３．認定の可否に関する見解
４．その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
３．認定の可否に関する見解
　認定の可否に関し、法第９条第４項各号との関係を明確にした上で、認定の可否を記載する。
【認定見込みである場合】
　法第９条第４項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである旨を記載する。
【不認定見込みである場合】
　法第９条第４項各号のいずれに適合しないものであるかを明確にした上で、以下⑴から⑶までの項目に従って適合しないと判断した理由・根拠を示し、認定をしない見込みである旨を記載する。
⑴　同項第１号に適合するものでないとの判断について
　新事業活動計画に記載されたもののうち、同項第１号に適合しないと判断した事実関係を特定した上で、当該事実関係が、同項第１号に適合しないと判断した理由・根拠を記載する。
⑵　同項第２号に適合するものでないとの判断について
　新事業活動計画に記載されたもののうち、同項第２号に適合しないと判断した事実関係を特定した上で、当該事実関係が、同項第２号に適合しないと判断した理由・根拠を記載する。
⑶　同項第３号に適合するものでないとの判断について
①違反となる法令の条項並びにその趣旨及び保護法益
　違反することとなる法令の条項を特定するため、認定できない根拠となる法令の名称及びその法令の条、項、号等を記載し、並びに、当該条項が規定されている趣旨や保護法益等を記載する。
　また、当該条項の条文（抜粋したもの）を添付し、及び逐条解説や制度立案時の説明資料、質問主意書に対する答弁書等国会答弁のうち、当該条項の趣旨、保護法益等を理解するのに参考となるものを添付する。
②当該条項に違反することとなる事実関係
　新事業活動計画に記載されたもののうち、同項第３号に適合しないと判断した事実関係を特定する。
③法令の適用関係
　保護法益の侵害等を含め、②に対する当該条項の適用関係に関する判断を記載し、及び、その判断の合理性を裏付けるエビデンスとして、定量的なデータ等を添付する。
　①が許認可等に係る規定である場合には、新事業活動計画に関する許認可等をすることが法令違反となるか否かにより判断する。
④参考となる指針、通達等
　主務大臣が上記判断を行う際の検討に用いた通達等（法令の解釈や運用方針等に関する通達、訓令、運用を定める通達、事業者等を対象とした指針、ガイドライン等をいう。以下同じ。）があれば、その名称及び関係する条、項等を記載し、あわせて通達等の位置づけ（例．地方支分部局に対する事務実施方針、法令解釈等）を記載し、当該通達等の関係する箇所を抜粋したものを添付する。
※新技術等効果評価委員会における調査審議のため、論点が複数ある場合には、論点ごとに、上記３⑶①から④を整理した上で、記載する。

様式第三十一（第12条関係）

新事業活動計画の不認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

　年　　月　　日付けで認定申請のあった新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。